

相続時精算課税～デメリット編～

相続税の大改正まであとひと月となりました。前回に引き続き、相続時精算課税制度を見ていきます。今回はデメリット編です。

1 相続時精算課税のデメリット

(1) 一度選択したら撤回できない

相続時精算課税により贈与すること決めたら、その贈与の申告期限（贈与をした日の翌年3月の申告期限まで）までに、相続時精算課税を利用しますという届出書を税務署に提出します。この書類の提出により、2度と暦年贈与には戻れなくなります。暦年贈与は、相続開始3年以内の贈与については、遺産に加えて相続税を計算しますが、それ以前の贈与については、課税関係は完了しています。相続時精算課税により贈与しても、結局は相続税の課税を受けることになりますので、長い期間にわたって非課税枠の110万円以内で贈与し続けることができるのであれば、暦年贈与を選んだ方が得というケースもあります。



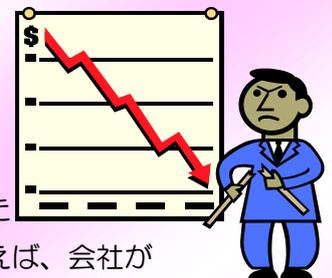
(2) 小規模宅地等の減額が適用されない

NO.163 から 10 回シリーズで見てきました小規模宅地の特例の記事は、いずれも相続（又は遺贈）により取得した宅地等という前提でした。贈与ではありません。従って、相続時精算課税により贈与した土地については小規模宅地等の減額の規定が使えなくなります。所有する土地の中で、対象となる土地の単価が高い方である場合は、シミュレーションした方が良いでしょう。

(3) 贈与財産には下落リスクもある

価値が上がると見込んで贈与した自社株の価値が、意に反して下がってしまったとしたらどうでしょうか？

そうです、前回ちょっと触れましたが、相続時精算課税制度により贈与を受けたばかりに、贈与時の高い時の価額で相続財産に加えることとなります。もっと言えば、会社が倒産して株券が紙くずになったとしても、加算しなければなりません。



(4) 不動産取得税と登録免許税が高くなる

相続による移転は不動産取得税がかかりませんが、贈与による移転は不動産取得税がかかります。また、登録免許税は相続 4/1000⇒贈与 20/1000 と 5 倍もの差があり、検討する必要があります。

(5) デメリットではありませんが注意点を一つ・・・

相続時精算課税制度により、波兵衛が子ササエに現金を贈与しました。贈与を受けたササエが先に亡くなった場合、相続時点でその現金が残っていれば、残っている現金を含めてササエの相続税を計算します。注意が必要なのは、その後の波兵衛の相続です。波兵衛の相続税を計算する場合においても、原則どおりその現金全額を加算して相続税を計算する必要があります。ササエの相続で一度課税されたからといって、波兵衛の相続で精算（加算）が免除されるわけではないので、注意してください。

年内最後となる次回は、具体例で確認しながら精算課税制度の総仕上げです。

波兵衛『価値が下がるかもしれない財産は避けた方がいいということじゃな』